

やまなしこどもの貧困対策活動拠点等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、こどもの貧困対策を推進するため、特定非営利活動法人等が実施することの貧困対策活動拠点等整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる団体(以下「補助対象者」という。)は、次の要件の全てに該当する営利を目的としない民間団体とし、法人格の有無を問わない。

- (1) 県内に事務所を有し、かつ県内を中心に活動していること
- (2) 活動地域に関係なく、県内に住む支援が必要なこどもとその親に対応していること

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象者が行う地域のこどもたちへの食事及び交流の場(以下「こども食堂」という。)を提供する取組、こども食堂で調理または用意した弁当及び食材(以下「弁当等」という。)を取りに来たこどもまたはその保護者へ配布する取組(以下「配食」という。)並びに弁当等をこどもの自宅へ届ける取組(以下「宅食」という。)であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 拠点として活動する施設の新設及び修繕並びに備品購入に係る事業であること。
- (2) 原則として、定期的にこども食堂、配食、及び宅食を開催すること。こども食堂については月に1回以上開催すること。ただし、配食及び宅食の実施回数については、この限りでない。
- (3) こどもまたはその保護者(以下「参加者」という。)が1回当たり合わせて10名以上が利用できる規模で開催すること。
- (4) 申請前に整備する拠点の所在地市町村に整備内容を説明し、整備後は当該市町村と協力してこどもの貧困対策を実施することを具体的に示すこと。
- (5) 補助事業の規模に応じて、必要なスタッフ(ボランティアスタッフも含む。以下同じ。)体制を確保すること。
- (6) 県が開催し、または関与するこども食堂並びにこどもの居場所の支援に関わる他の関係機関等との研修会もしくはネットワーク会議に年に1回以上参加すること。
- (7) 食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他の法令及び通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築すること。こども食堂を新設する団体においては、必要に応じて各地域を所管する保健所に相談すること。
- (8) 参加するこどもの食物アレルギーの有無を確認すること。この場合において、食物アレルギー

に対応することができないときは、参加者へ周知、注意喚起する等、健康被害防止のため、適切に対応すること。

(9) 事故発生時の対応のため、保険に加入すること。

(10) 食中毒及び事故発生時の対応方法及び連絡体制をあらかじめ定めるとともに、スタッフに周知徹底を図り、これらが発生したときは、市町村及び福祉事務所に対し、速やかに報告を行うこと。

(11) 特定の政党または政治団体のための活動もしくは特定の宗教のための活動を行わないこと。

(12) 個人情報の適正な管理に十分配慮し、また、補助事業の実施に携わるスタッフ等に対し、業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて、周知徹底を図る対策を講じること。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助率の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

2 行政機関、公益財団法人、民間企業など他の機関から助成を受ける事業とは、その補助対象経費を別にすること。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、やまなしこどもの貧困対策活動拠点等整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理し、必要と認めるときは、申請内容等について申請者から聴取等の調査を行うことができる。

3 申請者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、第5条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときはすみやかに交付の決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金交付の条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置として、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (5) 知事は、第5条3項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (6) 知事は、第5条3項のただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、知事から規則第10条の規定により補助事業の執行状況に関する報告を求められた場合は、速やかに書面により報告しなければならない。

(実績報告書)

- 第9条 補助事業者は、当該事業が完了した日から15日以内、又は廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日、若しくは交付決定をした年度の1月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第4号)に関係書類を添え、知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定により実績報告書を受領したときは、その内容を審査のうえ補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付は、精算払いとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、事業終了後、申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した取得価格(又は効用増加額)が50万円以上の機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別に定める期間(第3項において「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第7号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第14条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第13条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請(第7号様式)を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限りで、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

1 補助対象経費		2 補助率	3 補助限度額
経費の種類	詳細及び説明	10/10	1,500 千円
備品購入費	長期間使用に耐えうる物品（1件あたり5万円以上の物品の購入に限る） ※事業目的達成のために真に必要な物に限る 補助事業の遂行に専ら使用されることが明らかでない物品（例：車両、事務機器等）は補助対象としない。		
工事費・修繕料	建物等の改修，外装・内装工事，設備類の設置工事 ※冷蔵庫・冷凍庫等の物品を購入し，設置工事を行う場合は，物品購入費と工事費とを分けて計上し，物品は備品購入費に計上し，備品として取り扱うこと。		

注：備品購入費及び工事費・修繕料を計上するに当たっては，① 備品購入又は工事・修繕の必要性，② 事業終了後の管理・使用計画について説明書（A4 版1枚程度，任意様式）を添付のこと。

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印
TEL

令和 年度やまなしこどもの貧困対策活動拠点等整備事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、やまなしこどもの貧困対策活動拠点等整備事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 円

2 添付資料 ※添付した資料名に☑を記入してください。

①事業計画書（様式第1号の1）

②収支予算書（様式第1号の2）

③申請団体調書（様式第1号の3）及び会員名簿

④誓約書（様式第1号の4）

⑤その他添付書類

定款又は規約又はそれに準ずるもの

直近2年間の決算書（継続して活動している団体に限る）

団体の広報紙、会報、その他活動内容が分かるもの

申請金額の内訳が分かる資料又は見積書

①備品購入費又は工事・修繕の必要性、

②事業終了後の管理・使用計画についての説明書（A4判1枚程度・任意様式）

様式第1号の1

事業計画書

①事業名称	(20字以内)	
②事業実施地域	(具体的な実施場所)	
③事業概要	事業の目的	
	事業スケジュール	
	具体的な事業内容 (活動頻度、スタッフ体制、衛生管理体制、アレルギー対応、保険加入状況、緊急時の連絡体制等を記載)	
	どのような子ども・家庭の状況や支援ニーズ等に対応するのか(参加可能な人数を明示)	
	上記ニーズ等に対する成果目標(できる限り数値化してください)	
④事業効果	事業終了後に期待される事業の波及効果(できる限り数値化してください)	
⑤連携団体等 (事業を実施するに当たり連携する団体等)	団体・部署名	
	連携内容	
	団体担当者	

※ 用紙が足りない場合は適宜追加してください。
 ※ 参考となる資料がある場合は別に添付してください。

収支予算書

○収入の部

単位:円

科目	予算額	積算の根拠	備考
合計			

○支出の部

単位:円

科目	予算額	積算の根拠	備考
合計			

※ 団体等の年間予算ではなく、申請に関わる事業収支のみを記載してください。

※ 支出の部[科目]欄には、「(別表)補助対象経費」の科目を記入してください。

様式第1号の3

申請団体調書

①団体名称	団体種別（法人格）	
	団体名	
	団体名ふりがな	
②団体所在地	郵便番号	
	都道府県名	
	市町村	
	市町村ふりがな	
	詳細住所	
	詳細住所ふりがな	
③団体代表者	役職	
	氏名	
	氏名ふりがな	
④団体情報	団体設立年月日	
	団体の構成人数	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-Mail	
	Facebook等のURL	
	課税事業者の適否	
	これまでの主な活動内容	※活動内容が分かるパンフレット・チラシ類、総会資料等があれば添付することで記載不要
⑤担当者	氏名	
	氏名ふりがな	
	E-Mail	

※ 法人の定款、直近2年の決算書を添付してください。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は団体の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

Ⓜ

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

殿

山梨県知事 印

令和 年度やまなしこどもの貧困対策活動拠点等整備事業費補助金の
交付決定について(通知)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについては、山梨県補助金等
交付規則及びやまなしこどもの貧困対策活動拠点等整備事業費補助金交付要綱第7条の規定
により、次のとおり交付決定します。

- 1 交付決定額 円
- 2 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 3 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 4 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

- 5 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は交付決定をした年度の1月31日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 6 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第13条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請（第7号様式）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

団体名

代表者名

TEL

印

令和 年度やまなしこどもの貧困対策活動拠点等整備事業費補助金
事業変更(中止・廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更(中止・廃止)したいので申請します。

1 変更(中止・廃止)の理由

2 変更(中止・廃止)の内容

(※変更の場合:交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。)

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
TEL
印

令和 年度やまなしこどもの貧困対策活動拠点等整備事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定の通知のあった補助事業について、その実績を次のとおり報告します。

1 実績報告額 円

2 添付資料 ※添付した資料名に☑を記入してください。

①事業報告書（様式第4号の1）

②収支決算書（様式第4号の2）

③経理関係書類（領収書の写し等支出の実績が証明できるもの）

④その他添付書類

事業実施内容が分かる写真, 印刷物等

3 支払の方法

口座振替 振替先銀行名

預金種別（当座・普通）

口座名 No.

事業報告書

①事業名称	(20字以内)	
②事業実施地域	(具体的な実施場所)	
③事業結果	事業の目的	
	事業実施期間	
③事業結果	事業実施内容 (150字以内) (活動頻度、スタッフ体制、 衛生管理体制、アレルギー 対応、保険加入状況、 緊急時の連絡体制等を記載)	
	事業実施結果(できる限り 数値化してください)	
④事業成果	目標に対する成果(できる 限り数値化してください)	
⑤事業効果	事業終了後の事業の波及 効果(できる限り数値 化してください)	
⑥連携団体等(事業実施に当たり 連携した団体等)	団体・部署名	
	連携内容	
	団体担当者	
⑦研修会等への参加	参加した研修会等の日程 及び内容	

※ 用紙が足りない場合は適宜追加してください。

※ 参考となる資料がある場合は別に添付してください。

収支決算書

○収入の部

単位:円

科目	予算額(A)	決算額(B)	決算額の内訳	比較増減(B)-(A)
合計				

○支出の部

単位:円

科目	予算額(A)	決算額(B)	決算額の内訳	比較増減(B)-(A)
合計				

※ 支出の部〔科目〕欄には、「(別表)補助対象経費」の科目を記入してください。

※ 必ず領収書の写し等支払いを確認できる書類を添付ください。

第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

令和 年度やまなしこどもの貧困対策活動拠点等整備事業費補助金の
額の確定について(通知)

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあったこのことについては、やまなしこどもの
貧困対策活動拠点等整備事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり補助金の額
を確定します。

確定額 円

山梨県知事 殿

(団体等名称)

(役職・代表者名)

補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け第 号で額の確定があった令和 年度やまなしこどもの貧困対策活動拠点等整備事業費補助金について、やまなしこどもの貧困対策活動拠点等整備事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 交付要綱第11条に基づく補助金額の確定額 円
- 2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 4 添付書類
 - ・消費税の確定申告をした場合は、その関係書類
 - ・2の補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

【内容に関する連絡先】

住所	〒	
部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
TEL
印

財産処分承認申請書

令和 年度やまなしこどもの貧困対策活動拠点等整備事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、やまなしこどもの貧困対策活動拠点等整備事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

【内容に関する連絡先】

住所	〒	
部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	